

お客さま各位

弊社「ニコウ・マネー・マーケット・ファンド 自動けいぞく投資約款」を1月30日より改定しますのでご案内申し上げます。改定内容につきましては、下記の「新旧対照表」でご確認くださいようお願い申し上げます。

○「ニコウ・マネー・マーケット・ファンド 自動けいぞく投資約款」新旧対照表

現行	改定後
<p>1. ～3. (省略)</p> <p>4. 買付時期・価額</p> <p>(1) 当社は、申込者から買付け (<u>転換を含みます。</u>)の申込み(申込金額とその払込通貨を明示)があった日(締切時間：午後2時)の翌営業日に払込金を受け入れ、遅滞なくマネー・マーケット・ファンドの買付けを行います。</p> <p>(2) ～ (3) (省略)</p> <p>5. 保 管</p> <p>この自動投資契約によって買付けたマネー・マーケット・ファンドは、他の申込者のマネー・マーケット・ファンドと当社において<u>混蔵</u>して保管いたします。なお、当社の保管に代えて他の金融機関に再委託することがあります。</p> <p>6. 果実の再投資</p> <p>5.の保管にかかるマネー・マーケット・ファンドの各ファンドの果実は、前月の最終営業日(その翌日以降に買付けた場合については、当該買付日)から当月の最終営業日の前日までの分を毎月の当該最終営業日に申込者に代って当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後当該申込者の口座に繰り入れ、その全額をもってマネー・マーケット・ファンドの各ファンドを当該最終営業日の前日の純資産価格で遅滞なく買付けます。</p>	<p>1. ～3. (現行どおり)</p> <p>4. 買付時期・価額</p> <p>(1) 当社は、申込者から買付けの申込み(申込金額とその払込通貨を明示)があった日(締切時間：午後2時)の翌営業日に払込金を受け入れ、遅滞なくマネー・マーケット・ファンドの買付けを行います。</p> <p>(2) ～ (3) (現行どおり)</p> <p>5. 保 管</p> <p>この自動投資契約によって買付けたマネー・マーケット・ファンドは、他の申込者のマネー・マーケット・ファンドと当社において<u>混合</u>して保管いたします。なお、当社の保管に代えて他の金融機関に再委託することがあります。</p> <p>6. 果実の再投資</p> <p>5.の保管にかかるマネー・マーケット・ファンドの果実は、前月の最終営業日(その翌日以降に買付けた場合については、当該買付日)から当月の最終営業日の前日までの分を毎月の当該最終営業日に申込者に代って当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後当該申込者の口座に繰り入れ、その全額をもってマネー・マーケット・ファンドを当該最終営業日の前日の純資産価格で遅滞なく買付けます。</p>

7. 転換

1つのファンドから他のファンドに転換を希望する申込者は、2つのファンドの共通営業日（ただし、直後のそれぞれのファンドの営業日が同一日である日に限る）に、当社に対して転換を請求することができます。当該請求には、転換される口数または円金額を指定するものといたします。転換により発行される口数は、転換請求の翌営業日の前日に適用されるそれぞれのファンドの純資産価額に基づいて決定されます。

なお、転換手数料は課されません。

8. 返還

(1) ~ (2) (省略)

(3) なお、返還請求のとき、当該返還にかかわる金額により転換のお申込みをいただいた場合は、当該返還金はお客様にお支払いすることなく、円貨にてご指定のファンドへの払込金に充当いたします。

9. 解約

(1) この自動投資約款は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

①~③ (省略)

(2) (省略)

(3) この自動投資契約が解約されたとき、当社は、遅滞なく保管中のマネー・マーケット・ファンドおよび果実を8.に準じて、申込者に返還いたします。

10. 申込事項等の変更

(1) ~ (2) (省略)

(削除)

7. 返還

(1) ~ (2) (現行どおり)

(削除)

8. 解約

(1) この自動けいぞく投資約款は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

①~③ (現行どおり)

(2) (現行どおり)

(3) この自動投資契約が解約されたとき、当社は、遅滞なく保管中のマネー・マーケット・ファンドおよび果実を7.に準じて、申込者に返還いたします。

9. 申込事項等の変更

(1) ~ (2) (現行どおり)

11. その他

- (1) USドル・ポートフォリオの「営業日」とは、ロンドン、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日を意味します。

オーストラリア・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、ロンドン、シドニー、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日を意味します。

- (2) ~ (3) (省略)

- (4) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。

以 上

(2012. 09. 29 改定)

10. その他

- (1) USドル・ポートフォリオの「営業日」とは、ロンドン、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日を意味します。

- (2) ~ (3) (現行どおり)

- (4) この自動けいぞく投資約款の変更

① この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき改定されることがあります。

② 改定を行う旨および改定後の約款の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以 上

(2021.01.30 改定)